

免許番号 共第91号

漁場の位置 たつの市中川及び元川尻

漁場の区域 次の点のうちアとイを結んだ線、BとCを結んだ線並びにDとウを結んだ線、アとウを結んだ線（姫路市・たつの市界に沿う。）と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 姫路市網干区浜田1320番地の1地先中川左岸護岸南西角

（北緯34度46.18分、東経134度34.27分）

B たつの市元川橋右岸下流基柱

（北緯34度46.82分、東経134度34.17分）

C たつの市元川橋左岸下流基柱

（北緯34度46.82分、東経134度34.20分）

D たつの市中川橋右岸下流基柱

（北緯34度46.79分、東経134度34.37分）

E 姫路市中川橋左岸下流基柱

（北緯34度46.78分、東経134度34.47分）

ア Aから280度の線上の姫路市・たつの市界

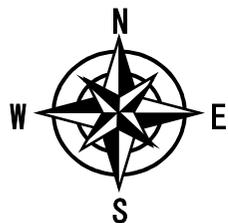
（北緯34度46.18分、東経134度34.25分）

イ Aから280度の線とたつの市御津町苅屋成山新田の東側の護岸との交点

（北緯34度46.21分、東経134度34.03分）

ウ DとEを結んだ線上の姫路市・たつの市界

（北緯34度46.79分、東経134度34.43分）



令和5年9月1日 免許

共第91号

表示番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件	
1	1	あおのり漁業		11月1日から5月31日まで	1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。			
	1	あおさ漁業		10月1日から4月30日まで	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで				
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで	2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日まで	2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで				
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	おおのがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	ばい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで								
1	うに漁業		1月1日から12月31日まで									
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第91号		摘 要				

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	たつの市御津町岩見1308番地の5 岩見漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		